

新旧対照表（抜粋）

令和4年11月21日

令和元年東日本台風対応等を踏まえた見直し

No.23 風水害における災害履歴について、令和元年度東日本台風の情報を新たに記載する。

改定案

したがって、本川の破堤、いっ水はないと思われるが、（中略）30mm/h から50mm/h に耐えられるようになった。

令和元年東日本台風は、静岡県や関東地方、甲信越地方、東北地方などで記録的な大雨となり、甚大な被害をもたらした。

埼玉県内では、荒川水系の越辺川（川越市・東松山市）や都幾川（東松山市）が決壊、また、新河岸川（川越市）や柳瀬川（所沢市）など多くの河川においていっ水・越水の氾濫が確認されている。

本市では、土砂災害警戒情報や大雨特別警報が発表され、土砂災害や河川の水位が上昇したことによる氾濫の危険性が高まったため、避難勧告を発令するとともに、市内20か所の避難所を開設し、約1,300人の避難者を受け入れた。河川による氾濫や人的な被害はなかったものの、多くの道路冠水や住家の被害が確認された。

現行

したがって、本川の破堤、いっ水はないと思われるが、（中略）30mm/h から50mm/h に耐えられるようになった。

（新規）

埼玉県地域防災計画の修正に伴う見直し

No.55 電源の確保に加え、非常用通信手段等の確保について記載する。

改定案

(1) 電源、非常用通信手段等の確保

防災拠点施設については、大規模災害による長期停電等が発生した場合にも、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の多重化を進め、応急対策活動を継続できるよう必要な電源・燃料の十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう確保に努める。また、通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。

現行

(1) 電源_____等の確保

防災拠点施設については、大規模災害による長期停電等が発生した場合にも、_____
_____応急対策活動を継続できるよう必要な電源・燃料の十分な_____確保に努める。

防災基本計画の修正に伴う見直し

No.59 福祉避難スペースについて、『武道場』を原則、活用する記載とし、その他の教室は普通教室も含め、平時から施設管理者と協議し、事前想定箇所の増を検討するとともに、災害時においても施設管理者と緊密に連携を図り、必要数の確保に努める記載とする。

改定案

② 地域における福祉避難スペース（室）

専門性の高いサービスは必要としないものの、災害時に一般避難者との共同生活が困難と思われる要配慮者を収容するために、一般の避難所の中に確保する、介護や医療相談等を受けることができる空間（個室等）とする。

（中略）

なお、市は、事前に関係団体・事業者と協定締結を含めた協力体制の構築を図る。

福祉避難スペースについて、武道場やその他の空き部屋など、平時から施設管理者と協議し、事前想定箇所の検討を行うとともに、災害時においても施設管理者と緊密に連携を図り、必要数の確保に努める。

現行

② 地域における福祉避難スペース（室）

専門性の高いサービスは必要としないものの、災害時に一般避難者との共同生活が困難と思われる要配慮者を収容するために、一般の避難所の中に確保する、介護や医療相談等を受けることができる空間（個室等）とする。

（中略）

なお、市は、事前に関係団体・事業者と協定締結を含めた協力体制の構築を図る。

（新規）

埼玉県地域防災計画の修正に伴う見直し

No.65 埼玉県の浸水想定見直しに伴い、浸水想定区域内に位置する避難場所については洪水時の使用が不適であることを反映する。

改定案

番号	防災 ブロック		名称	指定避難所を 兼ねる 施設	災害種別				
	区分	拠点			洪水	崖崩れ	地震	大規模 な火災	内水氾 濫
1	第1	●	第四小学校	●		●	●	●	●
2			畑中公民館		●	●	●	●	●
3			栄小学校	●	●	●	●	●	●
4			池田小学校	●	●	●	●	●	●
5	第2	●	片山小学校	●	●	●	●	●	●
6			第三中学校	●		●	●	●	●
7			中央公民館		●	●	●	●	●
8			第六中学校	●	●	●	●	●	●
9			新座総合技術高校	●	●	●	●	●	●
10			新座高校	●	●		●	●	●
(中略)									
25	第5	●	新座中学校	●	●	●	●	●	●
26			十文字学園女子大学	●	●	●	●	●	●
27	第6	●	新座小学校	●		●	●	●	●
28			新開小学校	●	●	●	●	●	●
29			大和田公民館			●	●	●	●
30			大和田小学校	●	●	●	●	●	●
31			第四中学校	●		●	●	●	●
32			西武台高校	●			●	●	●
33			新座柳瀬高校	●		●	●	●	●
34			跡見学園女子大学	●	●	●	●	●	●
35	第7	●	東北小学校	●	●	●	●	●	●
(中略)									
39	第8		ふるさと新座館（野火止公民館）		●	●	●	●	●
40			東野小学校	●	●	●	●	●	●
41		●	第二中学校	●	●	●	●	●	●

現行

番号	防災 ブロック		名称	指定避難所を 兼ねる 施設	災害種別				
	区分	拠点			洪水	崖崩れ	地震	大規模 な火災	内水氾 濫
1	第 1	●	第四小学校	●	●	●	●	●	●
2			畑中公民館		●	●	●	●	●
3			栄小学校	●	●	●	●	●	●
4	第 2		池田小学校	●	●	●	●	●	●
5		●	片山小学校	●	●	●	●	●	●
6			第三中学校	●	●	●	●	●	●
7			中央公民館		●	●	●	●	●
8			第六中学校	●	●	●	●	●	●
9			新座総合技術高校	●	●	●	●	●	●
10			新座高校	●	●		●	●	●
(中略)									
25	第 5	●	新座中学校	●	●	●	●	●	●
26			十文字学園	●	●	●	●	●	●
27	第 6	●	新座小学校	●		●	●	●	●
28			新開小学校	●	●	●	●	●	●
29			大和田公民館		●	●	●	●	●
30			大和田小学校	●	●	●	●	●	●
31			第四中学校	●		●	●	●	●
32			西武台高校	●			●	●	●
33			新座柳瀬高校	●		●	●	●	●
34	第 7		跡見学園女子大学	●	●	●	●	●	●
35		●	東北小学校	●	●	●	●	●	●
(中略)									
39	第 8		にいざほっとぶらざ	—	●	●	●	●	●
40			野火止公民館		●	●	●	●	●
41			東野小学校	●	●	●	●	●	●
42		●	第二中学校	●	●	●	●	●	●



事務局による修正

No.68 令和2年度に策定した市受援計画に基づき、支援受入体制を整備することについて記載する。

改定案

1.3 受援体制の整備

【危機管理室、関係各課】

【目標】

本市に最大震度6強の揺れが想定される地震が発生した場合、本市に大きな被害が発生するだけでなく、本市の中枢部に大きな被害を受けることも考えられるため、本市の通常の防災体制のみでは、発生災害の全てに対応できないことが予想される。

このため、大規模地震災害時の受援を目的として「新座市受援計画」に基づき、国や県、他市区町村及び防災関係機関等からの支援受入体制の整備を推進する。

現行

1.3 受援体制の整備

【危機管理室、関係各課】

【目標】

本市に最大震度6強の揺れが想定される地震が発生した場合、本市に大きな被害が発生するだけでなく、本市の中枢部に大きな被害を受けることも考えられるため、本市の通常の防災体制のみでは、発生災害の全てに対応できないことが予想される。

このため、大規模地震災害時の受援を目的として（新規）、国や県、他市区町村及び防災関係機関等からの支援受入体制の整備を推進する。

埼玉県地域防災計画の修正に伴う見直し

No.72 非常用物資の備蓄について、女性や性的少数者に配慮する。

改定案

本市は、地震災害時の市民生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄を進めているが、（中略）さらに、食料、生活必需品の備蓄及び調達品目については、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者、女性及び性的少数者に配慮した品目の補充にも積極的に努めるものとする。

（3）供給品目の検討

災害救助法が適用された場合の生活必需品等の種類は、原則として定められているが、（中略）その際には、避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切りや簡易トイレ等の衛生用品など、避難所生活を想定した物資や、子ども用・大人用おむつや下着類など、乳幼児や高齢者等の要配慮者、女性及び性的少数者にも配慮した物資等についても検討する。

現行

本市は、地震災害時の市民生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄を進めているが、（中略）さらに、食料、生活必需品の備蓄及び調達品目については、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者_____に配慮した品目の補充にも積極的に努めるものとする。

（3）供給品目の検討

災害救助法が適用された場合の生活必需品等の種類は、原則として定められているが、（中略）その際には、避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切りや簡易トイレ等の衛生用品など、避難所生活を想定した物資や、子ども用・大人用おむつや下着類など、乳幼児や高齢者等の要配慮者_____にも配慮した物資等についても検討する。

埼玉県地域防災計画の修正に伴う見直し

No.74 物資調達・輸送調整等支援システムの活用により、備蓄食糧等の効率的な管理や速やかな支援を実施する旨を記載する。

改定案

災害時は、市場流通の混乱・途絶が想定されることから、流通がある程度回復するまでの間の必要物資について、平常時から備蓄を行うとともに、災害が長期化した場合等の食料確保のため、業者と調達協定の締結等を行っておく。また、「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用し、備蓄物資の効率的な管理を行う。

食料の調達は、必要数量等を把握の上、あらかじめ本市が備蓄する物資以外に、保存できないものについても検討し、調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等を把握するものとする。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

現行

災害時は、市場流通の混乱・途絶が想定されることから、流通がある程度回復するまでの間の必要物資について、平常時から備蓄を行うとともに、災害が長期化した場合等の食料確保のため、業者と調達協定の締結等を行っておく。（新規）

食料の調達は、必要数量等を把握の上、あらかじめ本市が備蓄する物資以外に、保存できないものについても検討し、調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等を把握するものとする。（新規）

防災基本計画の修正に伴う見直し

No.90 令和3年度の災害対策基本法の改正を踏まえ、「個別計画」から「個別避難計画」に修正する。

改定案

④ 避難行動要支援者の個別避難計画の策定及び運用

本市は、自主防災組織、町内会等による避難行動要支援者の個別避難計画（平常時の名簿情報の提供に同意した避難行動要支援者の個々人の支援方法を定める計画）の策定を支援する。

なお、個別避難計画の策定に当たっては、発災時に避難支援を行う者（地域支援者）を記載するものとする。

また、自主防災組織等で実施する防災訓練の際は、個別避難計画に基づく避難行動要支援者に対する支援が実際に機能するか検証を行う。

□個別避難計画に定めることが望ましい内容

- 避難支援を行うに当たっての留意点
- 避難支援の方法、避難場所、避難経路
- 避難行動要支援者本人が不在で連絡がとれない時の対応 等

現行

④ 避難行動要支援者の個別____計画の策定及び運用

本市は、自主防災組織、町内会等による避難行動要支援者の個別避難計画（平常時の名簿情報の提供に同意した避難行動要支援者の個々人の支援方法を定める計画）の策定を支援する。

なお、個別____計画の策定に当たっては、発災時に避難支援を行う者（地域支援者）を記載するものとする。

また、自主防災組織等で実施する防災訓練の際は、個別____計画に基づく避難行動要支援者に対する支援が実際に機能するか検証を行う。

□個別____計画に定めることが望ましい内容

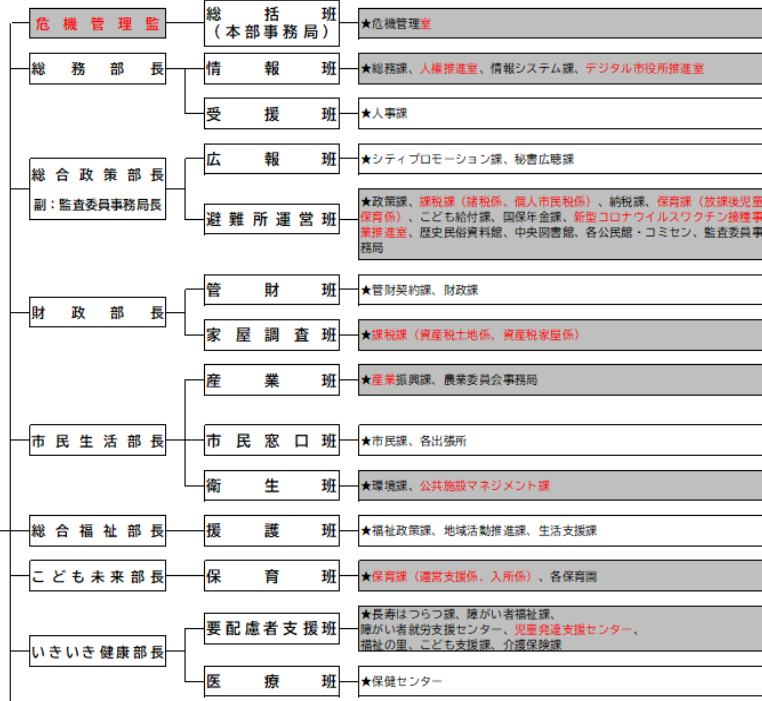
- 避難支援を行うに当たっての留意点
- 避難支援の方法、避難場所、避難経路
- 避難行動要支援者本人が不在で連絡がとれない時の対応 等

非常体制の見直し

No.95 配備体制動員について、組織機構の見直しを踏まえた体制に変更する。

改定案

非常体制（災害対策本部事務局）組織表 ★印は、班長課を示す。



現行

非常体制（災害対策本部事務局）組織表 ★印は、班長課を示す。



非常体制の見直し

No.95 配備体制動員について、組織機構の見直しを踏まえた体制に変更する。

改定案



現行



防災基本計画の修正に伴う見直し

No.99 指定避難所の運営において、男女共同参画の観点を踏まえ、記載を変更する。

改定案

(1) 指定避難所の運営に関する重要事項

指定避難所の開設時においては、避難所運営班が災害時活動マニュアル及び避難所運営マニュアルに基づいた対応が必要であるが、避難所運営については、原則、自主防災会を中心とした住民自治組織が行うこととし、避難所運営班は、総括班と連携しながら住民自治組織のサポートを行う。運営に当たっては、男女共同参画の観点から、複数の女性を参加させるよう配慮するとともに、以下の点にも考慮する。

現行

(1) 指定避難所の運営に関する重要事項

指定避難所の開設時においては、避難所運営班が災害時活動マニュアル及び避難所運営マニュアルに基づいた対応が必要であるが、避難所運営については、原則、自主防災会を中心とした住民自治組織が行うこととし、避難所運営班は、総括班と連携しながら住民自治組織のサポートを行う。運営に当たっては、_____

_____特に以下の点にも考慮する。

防災基本計画の修正に伴う見直し

No.103 指定避難所の運営において、新型コロナウイルス感染症への対策（スペースの確保等）事項を記載する。

改定案

(2) 感染症対策

感染症流行下においても、災害の危険性が高まった際に、避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるように沿って、主に以下の対策を取るものとする（「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所・避難場所運営方針（令和2年5月危機管理課作成）」参照）。

- ① 避難者の過密状態の防止（スペースの確保）
- ② 衛生管理及び避難者の健康管理
- ③ 避難者自身による感染予防・感染拡大防止への理解と協力の呼びかけ

現行

(新規)

防災基本計画の修正に伴う見直し

No.117 ボランティアセンター活動に必要な費用について、災害救助法の適用対象になるものがあることについて記載する。

改定案

新座市社会福祉協議会の協力を得て、災害ボランティアセンターの設置及びボランティアコーディネーターの選任を行う。

なお、ボランティアセンター活動に必要な経費については、災害救助法の適用対象になるものがあることに留意し、活用することとする。

避難所、被災現場等からボランティアのニーズを適切に把握し、県ボランティアセンター、民間ボランティア団体と連携を図りながら必要なボランティアを募集する。

また、ボランティアの受入れに当たっては、ボランティア保険の加入手続、事務用品の提供等の支援を行う。

現行

新座市社会福祉協議会の協力を得て、____ボランティアセンターの設立及びボランティアコーディネーターの選任を行う。

(新規)

避難所、被災現場等からボランティアのニーズを適切に把握し、県ボランティアセンター、民間ボランティア団体と連携を図りながら必要なボランティアを募集する。

また、ボランティアの受入れに当たっては、ボランティア保険の紹介、事務用品の提供等の支援を行う。

埼玉県地域防災計画の修正に伴う見直し

No.127 被災者生活再建支援制度について、埼玉県地域防災計画を踏まえ、「埼玉県・市町村生活再建支援金」及び「埼玉県・市町村半壊特別給付金制度」について記載する。

改定案

(2) 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の概要

① 埼玉県・市町村生活再建支援金

被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、住宅が全壊、大規模半壊、又は中規模半壊した世帯に、住宅の被害程度や再建方法に応じて最高300万円を給付（やむを得ず解体した半壊世帯を含む・複数世帯の場合）もの

② 埼玉県・市町村半壊特別給付金

災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、住宅が半壊し、自ら住宅を補修又は賃借した世帯に、最高50万円（複数世帯の場合）を給付するもの

現行

(2) 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の概要

（新規）

事務局による見直し

No.129 静岡県浜岡地域原子力災害について、藤枝市の「藤枝市原子力災害広域避難計画」に基づき、協力を行うことについて記載する。

改定案

1.3 静岡県浜岡地域原子力災害広域避難計画への協力

静岡県御前崎市の中部電力株式会社浜岡原子力発電所における原子力災害に備え、大規模地震との複合災害時などで静岡県内市町、神奈川県に避難できない場合、本市が被災していないことを条件に、「藤枝市原子力災害広域避難計画」に基づき、静岡県藤枝市民の広域避難先として協力するものである。

現行

1.3 静岡県浜岡地域原子力災害広域避難計画への協力

静岡県御前崎市の中部電力株式会社浜岡原子力発電所における原子力災害に備え、大規模地震との複合災害時などで静岡県内市町、隣接県又は東海地方の県に避難できない場合、本市が被災していないことを条件に、静岡県民の一部の広域避難先として協力するものである。

埼玉県地域防災計画の修正に伴う見直し

No.131 「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されており、この運用に伴い、現在、「東海地震に関連する情報」の発表は行っていないため、記載内容を更新する。

改定案

(1) 伝達

本市は、県や気象庁等から南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等の「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けたときは、直ちにその旨を庁内及び防災対策上重要な機関等に伝達する。

なお、南海トラフ地震に関する情報は、以下の2種類の情報名で発表される。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

現行

(新規)

埼玉県地域防災計画の修正に伴う見直し

No.136 埼玉県の浸水想定区域見直しに伴い、大雨想定、避難対象者、世帯数を修正する。また、これを受け、本市のハザードマップを令和3年3月に改定したことを記載する。

改定案

国では、水防法第10条に基づき、（中略）想定される。

県では、荒川水系新河岸川、柳瀬川及び黒目川について、水防法第13条に基づき、「水位情報周知河川」に指定し、水防法第14条に基づく浸水想定を行っている。県の浸水想定は、おおむね1,000年に1回程度起こる大雨（2日間に総雨量746ミリ）が降ったときに、新河岸川・柳瀬川・黒目川の水位が上昇し、堤防が決壊又は堤防から越流した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めたものであり、「荒川水系新河岸川・柳瀬川・黒目川浸水想定区域図」として作成している。

これを受け、本市では、令和3年3月に「新座市洪水・土砂災害ハザードマップ」の改定を行った。

現行

国では、水防法第10条に基づき、（中略）想定される。

県では、荒川水系新河岸川、柳瀬川及び黒目川について、水防法第13条に基づき、「水位情報周知河川」に指定し、水防法第14条に基づく浸水想定を行っている。県の浸水想定は、おおむね100年に1回程度起こる大雨（2日間に総雨量332.6ミリ）が降ったときに、新河岸川・柳瀬川・黒目川の水位が上昇し、堤防が決壊又は堤防から越流した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めたものであり、「荒川水系新河岸川・柳瀬川・黒目川浸水想定区域図」として作成している。

本市では、上記2つの浸水想定区域及び本市が独自に行った黒目川沿いの浸水想定区域の調査から予測される浸水範囲とその深さを基に、平成30年3月に「新座市洪水・土砂災害ハザードマップ」として取りまとめている。

防災基本計画の修正に伴う見直し

No.152 埼玉県地域防災計画を踏まえ、マイ・タイムライン作成に関する事項について記載する。

改定案

1.1 啓発活動の推進

【危機管理室】

(1)方針

水害はある程度予測可能な災害であることから、市民一人ひとりが早めに準備を行い、的確な避難行動をとることで自らの命を守ることができる。

市は、市民に対し、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに、自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成など適切な避難行動に関する普及啓発を行う。

(2)役割

市	マイ・タイムライン作成など適切な避難行動に関する普及・啓発
市民・事業所	マイ・タイムライン作成

現行

1.1 啓発活動の推進

【危機管理課】

(新規)

事務局による見直し

No.153 本市域を流れる黒目川は水位周知河川の区間外であることから、水防法における黒目川流域内の要配慮者利用施設の位置付けを変更するが、避難情報の伝達などは、柳瀬川流域の要配慮者利用施設と同様に行っていくことを記載する。

改定案

各社会福祉施設の所管課は、自力避難が困難な要配慮者の迅速な避難活動を支援するため、日頃から連絡先を把握し、避難指示等の伝達体制づくりに努める。また、水防法及び土砂災害防止法の規定に基づき、柳瀬川_____の洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に立地する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の避難確保を図るための計画作成及び訓練の実施並びに報告が義務付けられている。所管課及び危機管理室は、（中略）災害時には避難情報の直接伝達を行う。なお、要配慮者においては、高齢者等避難が発令された段階で避難を開始するものとする。

また、黒目川の洪水浸水想定区域に立地する要配慮者利用施設については、水防法に基づく要配慮者利用施設には該当しないものの、避難情報の伝達などは、義務付けされている施設と同様に行うものとする。

現行

各社会福祉施設の所管課は、自力避難が困難な要配慮者の迅速な避難活動を支援するため、日頃から連絡先を把握し、避難勧告等の伝達体制づくりに努める。また、水防法及び土砂災害防止法の規定に基づき、柳瀬川、黒目川の洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に立地する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の避難確保を図るための計画作成及び訓練の実施が義務付けられている。所管課及び危機管理課は、（中略）災害時には避難情報の直接伝達を行う。なお、要配慮者においては、避難準備・高齢者等避難開始が発令された段階で避難を開始するものとする。

（新規）

防災基本計画の修正に伴う見直し

No.154 避難情報について、災害対策基本法の改正を踏まえ、記載を変更する。

改定案

区分	水位名	黒目川 栗原橋 観測所	黒目川 千代田橋 観測所	黒目川 浜崎観測所
緊急安全確保 (警戒レベル 5)	氾濫開始 相当水位	○前兆現象（堤防の亀裂、大規模な漏水等） ○災害の発生（破堤・越水・いっ水等） ○その他、市長が必要と認めた場合		
避難指示 (警戒レベル 4)	氾濫危険 水位	-2.00m	-2.00m	6.04m ○水位到達後の現地確認で 切迫性を認める場合
高齢者等避難 (警戒レベル 3)	避難判断 水位	○流域雨量指数の2時間後予測が警報基準を大きく超過した水準（基準Ⅲ：17.7）に到達する場合 ○流域雨量指数の2時間後の予測が警報基準（基準Ⅱ：16.1）に到達する場合		
水防団出動	氾濫注意 水位			5.80m
水防団待機	水防団待機 水位			5.10m

現行

区分	水位名	浜崎観測所
避難指示（緊急）	—	○前兆現象（堤防の亀裂、大規模な漏水等） ○災害の発生（破堤・越水・いっ水等） ○その他、市長が必要と認めた場合
避難準備・ 高齢者等避難開始 又は避難勧告	氾濫危険 水位	○6.04mに達するとともに、現地確認で 切迫性を認め、今後も水位の上昇が見 込まれる場合 ○流域雨量指数の2時間後の予測が警報 基準を大幅に超え（基準Ⅲ）、現地確 認で切迫性を認めるとともに、今後も 水位の上昇が見込まれる場合 ○現地確認の結果、必要性を認めた場合
	避難判断 水位	—
水防団出動	氾濫注意 水位	5.80m
水防団待機	水防団待機 水位	5.10m

埼玉県地域防災計画の修正に伴う見直し

No.215 洪水浸水想定区域の改定を受け、ハザード内の要配慮者利用施設を整理し、追記する。

改定案

施設名	所在地
生活介護事業所「けやきの家」	新座市道場1-13-50
ソーシャルインクルー新座野寺	新座市野寺1-3-18
明彩幼稚園	新座市野寺1-11-10
まこと保育園	新座市石神4-5-18
妙音沢もみじ保育園	新座市馬場3-8-20
どろんこ保育園	新座市畑中2-17-34
にいざ馬場保育園	新座市馬場3-11-13 瀧商ビル102
第四小学校	新座市馬場3-6-1
第四放課後児童保育室	新座市馬場3-6-1
第三中学校	新座市池田1-1-1
エクラシア新座馬場	新座市馬場2-6-5
ツクイ新座	新座市道場2-6-3
多機能ホームまどか	新座市石神4-4-33
堀ノ内病院	新座市堀ノ内2-9-31

現行

施設名	所在地
生活介護事業所「けやきの家」	新座市道場1-13-50